

農業・農協改革だより

3月号



改正農協法は、平成28年4月1日施行となっており、本誌では、改正農協法のポイント解説を平成27年11月号から5回にわたって掲載しています。

《JAの役員構成の変更》

(※JA香川県のような経営管理委員会制度のJAの場合)

改正農協法では、「経営管理委員の過半数は、認定農業者（法人にあつては、その役員）でなければならない。ただし、その地区内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。」「経営管理委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。」「理事は、農畜産物の販売その他の当該組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。」とされました。

農林水産省令は1月29日に公布され、前記の改正農協法「ただし書き」の省令で定める場合（例外措置）として、「経営管理委員の10分の6以上が認定農業者と認定農業者に準ずる者であればよい。」などが規定されました。認定農業者に準ずる者とは、「認定農業者である法人の重要使用人」、「認定農業者であつた者」、「認定就農者」、「集落営農組織（交付金等の交付対象となる組織）の役員」、「生産部会の代表者」などで、同じく省令に規定されています。

改正農協法の施行は、平成28年4月からですが、JAの役員構成の変更については、適用までに経過措置が設けられており、JA香川県の場合は、平成31年6月の改選期から適用となります。

平成28年2月18日現在の情勢をもとに作成

お問い合わせ先：JA香川県総務部組織広報課 TEL：087(825)1233